

**「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書
付表（時価評価資産の状況）」の記載要領**

- 1 この付表（時価評価資産の状況）は、法人税法（以下「法」といいます。）第61条の11（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は法第61条の12（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる時価評価資産の種類、名称、所在する場所等を記載して「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」（以下「届出書」といいます。）に添付してください。
- （注） この付表において記載する「時価評価資産」とは、固定資産、棚卸資産である土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産で次に掲げるもの等以外のものをいいます（法令122の12、法規27の13の2、三）。
前5年以内事業年度等において国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入などの規定の適用を受けた減価償却資産
売買目的有価証券
償還有価証券
帳簿価額が千万円に満たない資産
- (1) 連結納税の開始に伴い届出を行う場合
連結子法人となる法人の最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度（以下「開始直前事業年度」といいます。）終了の時の時価評価資産（法規27の13の2）
- (2) 連結納税への加入に伴い届出を行う場合
連結子法人となる法人の株式交換の時の時価評価資産（法規27の13の3）
- 2 各欄の記載要領
- (1) 「法人名」欄は、連結子法人となる法人の名称を記載してください。
- (2) 「開始直前事業年度等」欄は、届出書が法第61条の11第1項第6号口の規定により連結納税の開始に伴い提出するものである場合には、開始直前事業年度を記載してください。
また、法第61条の12第1項第4号口の規定により連結納税への加入に伴い提出するものである場合には、株式交換の日の前日の属する事業年度を記載してください。
- (3) 「時価評価資産」の各欄は次により記載してください。
- イ 「種類」欄は、時価評価資産の種類（建物、土地、有価証券、金銭債権など）を記載してください。
- ロ 「名称」欄は、時価評価資産の名称（事務所、宅地、株（銘柄）（有）（債務者名）など）を記載してください。
- ハ 「帳簿価額」欄は、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる時価評価資産の帳簿価額を記載してください。
- a 連結納税の開始に伴い届出を行う場合
時価評価資産の開始直前事業年度終了の時における帳簿価額
- b 連結納税への加入に伴い届出を行う場合
時価評価資産の株式交換の時における帳簿価額
- （注） 「時価評価資産」の欄は、次表の区分に応じそれぞれに掲げる単位ごとに記載してください。

区 分		単 位
金 銭 債 権		一の債務者ごと
減 価 償 却 資 産	建 物	一棟(区分所有である場合には、区分所有権)ごと
	機 械 及 び 装 置	一の生産設備又は一台若しくは一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式)ごと
	そ の 他 の 減 価 償 却 資 産	「建物」又は「機械及び装置」に準じた区分
土 地 等		一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等はその一団の土地等)ごと
有 価 証 券		その銘柄の異なるごと
そ の 他 の 資 産		通常取引の単位を基準とした区分

参考【届出書の提出法人等】

区 分	提出法人	「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄に記載する法人	「加入する連結子法人」欄に記載する法人		
連 結 納 税 の 開 始	連結子法人となる法人	連結親法人となる法人	記載不要		
連 結 納 税 へ の 加 入	株式交換の日の前日の属する事業年度が連結納税適用なし	連結子法人となる法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要	
	株の連結属結 交す納 換す税 の事適 日業用 の年あ 前度り 日が	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結親法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要
		株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結子法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	加入する連結子法人